

銀行業における金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い

平成 14 年 2 月 13 日
日本公認会計士協会

1. はじめに

平成11年1月22日に企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「意見書」という。)が公表され、平成12年4月1日以後開始する事業年度から「金融商品に係る会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)が適用されている。また、日本公認会計士協会は、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「実務指針」という。)を公表したが、多数の金融資産及び金融負債を保有している銀行業においては、一般事業会社への適用を前提に作成した実務指針をそのまま適用することが適切でないケースも認められるところであり、いくつかの項目について業種固有の処理を別途検討することを実務指針でも明らかにしている。これを踏まえ、日本公認会計士協会は、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(以下「旧報告」という。)を公表し、銀行業において、金融商品会計基準を適用する場合の当面(平成14年3月31日に終了する事業年度まで)の会計上及び監査上の取扱いを明らかにした。

旧報告は平成14年3月31日に終了する事業年度までの当面の取扱いであったため、日本公認会計士協会では業種別監査委員会において、平成14年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間から適用するヘッジ会計等の新たな会計処理について諸外国におけるヘッジ会計の動向に意を払いつつ、検討を行ってきた。このような検討の結果、旧報告において経過的に認められていた、いわゆるリスク調整アプローチによるマクロヘッジの取扱いを廃止し、ヘッジ会計の適用においては、ヘッジ対象である金融資産及び金融負債のそれぞれとヘッジ手段との明確な対応を求めることとした。ただし、銀行業における業種特有のリスク管理手法や取引慣行等を考慮すると、金融商品会計基準及び実務指針の趣旨を踏まえつつも、ヘッジ会計の具体的適用、連結会社間取引及び内部取引の取扱い並びに割引手形の取扱いについては、特定業種に係るより具体的な取扱いを明らかにする必要性も認められた。

本報告は、銀行業におけるこのような事項について、実務指針を適用する際に留意すべき事項を示しつつ、金融商品会計基準を適用する場合の会計上及び監査上の取扱いについて明らかにするものである。

2. ヘッジ会計の適用に関する取扱い

銀行業においては、預金業務、貸出業務等、不特定多数の顧客を対象とする金融業務を営むことから、小口多数の預金・貸出金等の金銭債権債務を有しており、これらの金銭債権債務の一部について、リスクの共通する金銭債権又は金銭債務をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する場合がある(包括ヘッジ)。かかる包括ヘッジについて

は金融商品会計基準及び実務指針においても認められているが、銀行業に包括ヘッジを適用する場合の取扱いは、必ずしも十分には規定されていない。このため、銀行業において以下の取扱いによりヘッジ会計を適用する場合には、監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとする。

(1) 相場変動を相殺するヘッジにおける包括ヘッジの要件

銀行業においては、市場金利の変動による個々の資産又は負債の理論価格の変動について、ベシス・ポイント・バリュー（BPV）やデュレーションといったリスク指標に集約して管理を行うのが一般的である。このように個々の資産又は負債ごとのリスク指標を満期までの期間（残存期間）を基準として集計し、計測している場合には、包括ヘッジの要件である、金利リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であることがある程度担保されることが推測される。この場合、通貨種類ごとにグルーピングを行い、期間については、公表金利、過去のイールドカーブの変化等を参考に金利リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様となるように決定することが必要である。なお、イールドカーブが通常の状態である場合、1年以内のグルーピングであれば、通常は金利リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であると取り扱うことができる。

(2) 相場変動を相殺するヘッジにおけるヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ有効性の判定は、原則として実務指針第156項に規定する方法による。ただし、貸出金等、市場価格のない金融資産の理論価格は将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割り引くことにより算定された現在価値となるため、理論価格の算定上加味されるべき信用リスクの変動を除外すれば、理論価格の変動の累計は、ヘッジ開始時点の市場金利とヘッジ有効性判定時点の実勢市場金利との差からもたらされる。したがって、ヘッジ対象について1年以内の期間により残存期間のグルーピングを行い、ヘッジ手段についてヘッジ対象の残存期間のグルーピングと同様の期間によるグルーピングを行った上でヘッジ指定を行っている場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することをもって、相場変動の累計によるヘッジ有効性の評価に代替することができるものとする。

(3) 相場変動を相殺するヘッジにおける部分的なヘッジ指定

銀行業では、取引先からの要請等により預金・貸出金等について期限前払出・弁済等に応じる場合がある。これに対応するため、預金・貸出金等に係る期限前償還リスク部分を見込み、預金・貸出金等から当該期限前償還リスク部分を除いた部分をヘッジ対象としたヘッジ取引を行う場合がある。このようなヘッジ指定であっても、残存期間ベースでの管理及び実際の期限前償還率が当初見込んだ期限前償還率を上回っていないことの事後的な検証が適切に行われている場合には、ヘッジ会計適用の要件を満たすものとする。

(4) ヘッジ会計の終了の認識方法

ヘッジ会計の終了を適切に認識するためには、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係を常に捕捉していることが必要になる。しかしながら、銀行業においては、ヘッジ対

象である金銭債権債務が他動的に時々刻々増減するとともに、リスク管理指標も変動するため、これに応じてヘッジ手段を調整するオペレーションを行うことが一般的である。このような状況において、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係を常に捕捉することは困難であるため、包括ヘッジの一部を構成するヘッジ対象の減少についてヘッジ会計の終了を認識するに当たっては、ヘッジ対象の減少が、ヘッジ対象であるポートフォリオ全体から平均的に発生したものとみなし、当該時点までに繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額全額について、当該時点のヘッジ対象の帳簿価額等実務指針第173項に列挙される方法を基礎として当期の損益に配分することができるものとする。

(5) キャッシュ・フローを固定するヘッジにおけるヘッジ有効性の評価方法

キャッシュ・フローを固定するヘッジにおけるヘッジ有効性の評価方法としては、キャッシュ・フローの変動の累計で比較するという実務指針の基本的な考え方に準拠する範囲内で合理的な方法を採用することになるが、小口多数の金銭債権債務を有する銀行業においては、個々の金銭債権債務から生じるキャッシュ・フローを個別に検証することが困難な場合があるため、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係によりヘッジ有効性の評価を行うことがある。このような場合にはヘッジ有効性の事後テストにおいても、下記の基準をヘッジ有効性の判定基準として、回帰分析を利用することができるものとする。

回帰方程式 $y = a x + b$ の a がヘッジ指定時に想定した数値に近似していること
(例えば、ヘッジ比率が1の場合には a は1に近似すること)

決定係数 (r^2) が0.8以上であること

回帰分析をヘッジ有効性の評価に利用する場合には、適切なヘッジ有効性の評価方法(データ採取方法、期間等を含む。)を銀行のヘッジ方針に照らし合理的に定め、当該方法に関する合理性の検証を含め文書化の上、継続的に適用することが必要である。

また、回帰分析によるヘッジ有効性の評価方法においても、「金融商品会計に関するQ&A」Q53に示されているような、既に経過した期間についての金利インデックス実績のみを対象とする方法や、既に経過した期間についての金利インデックス実績と未経過の期間の理論先渡金利(インプライド・フォワードレート)等も含めて対象とする方法がある。事後テストとして回帰分析を行うこととし、後者の方法を採用した場合、5年物の金利スワップ取引の6か月经過時点でのヘッジ有効性の判定を例にとると、過去6か月の実績とヘッジ有効性の判定時点におけるその後4年6か月間の理論先渡金利等をもってヘッジ有効性の判定を行うことになる。

なお、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利インデックスが一致し、金利改定日及び改定インターバルの条件がほぼ同一である場合には、ヘッジに高い有効性があると判断しヘッジ有効性の判定を省略することができるものとする。「ほぼ同一である」と判断するためには、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利改定日及び改定インターバルの差異がそれぞれ3か月以内であることが必要である。

(6) キャッシュ・フローを固定するヘッジにおける包括ヘッジの要件

包括ヘッジにおけるグルーピングにおいて、金利リスクに対する反応が同一グルー

プ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であるかどうかを検証する方法としても、下記の基準をグルーピングの判定基準として、回帰分析を利用することができるものとする。

回帰方程式 $y = ax + b$ の a が 1 に近似していること

決定係数 (r^2) が 0.8 以上であること

なお、上記の回帰分析をグルーピングの判定基準として利用する場合にも、グルーピングの判定方法（データ採取方法、期間等を含む。）を銀行のヘッジ方針に照らし合理的に定め、当該方法について合理性の検証を含め文書化の上、継続的に適用されていることが必要である。

(7) キャッシュ・フローを固定するヘッジにおける部分的なヘッジ指定

利付金融資産の金利に係るキャッシュ・フローを固定するヘッジの目的は、金利変動による利息キャッシュ・フローの変動を固定化することであり、予定取引を含め、ヘッジ対象期間において金利変動による利息キャッシュ・フローの変動リスクを有するヘッジ対象資産又は負債が存在するのであれば、個別取引まで指定する必要はない。したがって、ヘッジ対象期間に発生するキャッシュ・フローの最初の一定金額の元本に対応する利息キャッシュ・フローをヘッジ対象として指定する方法、すなわち、具体的な取引や取引種類を指定せず、元本総額のみを指定する方法によるヘッジ指定であっても、予定取引を含めヘッジ対象資産又は負債が存在する限りにおいてヘッジ会計適用の要件を満たすこととなる。なお、ヘッジ対象となりうる予定取引の判断基準については、実務指針第162項によることに留意する。

(8) 予定取引の対象

譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー等の短期固定金利取引に係る予定取引についても、予定取引実行時の金利設定が特定の金利インデックスに連動していることが疎明できる限りにおいて、当該金利インデックスの変動によるキャッシュ・フロー変動リスクを有する金銭債権債務として、キャッシュ・フローを固定するヘッジの対象とすることができる。

3. 連結会社間取引及び内部取引の取扱い

(1) 連結会社間取引及び内部取引の原則的取扱い

連結会社間のデリバティブ取引に係る評価差額（当期の損益として処理されたもの及びヘッジ手段に係る繰延損益）は、連結上消去しなければならない。同様に内部取引（銀行法施行規則第13条の6の3の規定により特定取引勘定を設置する銀行が、銀行法施行規則等の規定に従い、銀行内における特定取引勘定とそれ以外の勘定との間で行う内部取引をいう。）についても、決算上消去することが必要である。これらの連結会社間取引についてヘッジ会計を適用するに当たっては、実務指針第163項及び第164項に従い処理し、内部取引については、これらに準じて処理することになる。すなわち、すべての連結会社間取引及び内部取引は第三者（外部）との取引と紐付け、ヘッジ関係の再指定を行うことが必要とされている。

(2) 連結会社間取引及び内部取引に係る会計上及び監査上の取扱い

銀行業においては、ヘッジ手段としての内部取引を一般事業会社と比較して大量に

利用しており、かつ国際的に内部取引等が行われている。このような状況において、すべての連結会社間取引及び内部取引と全く同時同条件で対外取引を行うことは、時差や市場の取引実行可能性の問題もあり困難な場合がある。連結会社間取引及び内部取引をヘッジ手段として実施するヘッジ活動に対応した会計処理を行うためには、銀行（又は銀行及びその連結子会社）として対外取引により相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクを減少させているか否かに着目する必要がある。したがって、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準（例えば、必ず3営業日以内に内部取引と同条件のカバー取引を実施すること等）を定め、当該基準に従った運営を行うことを条件として、連結会社間取引及び内部取引から生じた収益及び費用を消去しなかった場合でも、監査上妥当な会計処理を行ったものとして取り扱うことができるものとする。

4．割引手形の取扱い

(1) 銀行業における手形割引の取引慣行

銀行業においては、手形割引を割引依頼人に対する与信行為として認識しており、手形振出人の信用による買取りとは認識していない。手形の買取りであれば、一義的には、割引依頼人の信用は無関係であり、手形振出人の信用力を評価して適正な買取価格を算出し買い取ることになるが、必ずしもそのような実務慣行にはない。手形割引は手形を譲渡担保とした割引依頼人に対する与信行為としての実務もあり、手形割引料が割引依頼人の信用力に応じた金利を乗じて算出されていることから手形割引が割引依頼人に対する与信行為と判断できる。

(2) 手形割引に係る会計上及び監査上の取扱い

このような業種固有の状況に鑑み手形割引について取引実態を重視して金融取引として処理、すなわち、手形割引により取得する債権の取得価額は手形額面とし、手形割引料は、貸出金利息として認識した場合でも、監査上妥当な会計処理を行ったものとして取り扱うことができるものとする。

なお、この場合、当該手形は自由処分権を有する担保受入金融資産となるため、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する旨及び額面を注記する。また、当該手形を売却（再割引）したときも同様に、金融取引として処理し、額面を負債に計上するとともに再担保差入金融資産に準じて当該手形の額面を自己保有部分と区分して注記する。

5．会計方針の注記

本報告によって会計処理を行っている場合、その概要を注記により開示する必要がある。

6．適用

(1) 本報告の適用

本報告は、平成14年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間から適用する。

なお、本報告の適用に伴う従来の管理手法の見直しやシステム上の対応の必要性により、平成14年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間からの適用が困難と

認められる銀行については、平成15年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間から本報告を適用することとし、平成14年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間については、旧報告の取扱いによることができる。

(2) 旧報告のリスク調整アプローチに基づく繰延ヘッジ損益

旧報告のリスク調整アプローチに基づく繰延ヘッジ損益については、移行前事業年度末の貸借対照表に計上された金額を、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間・平均残存期間等にわたり資金運用収益又は資金調達費用等適当と認められる科目で損益に配分する。移行年度以降は、移行年度の期首にヘッジの再指定を行い、本報告の会計処理に従うこととする。

(3) 本報告適用日前に行った連結会社間取引及び内部取引

本報告適用日前に行った連結会社間取引及び内部取引の消去の要否については、旧報告の規定によることができる。

(4) 本経過措置に基づく繰延ヘッジ損益の金額、及び損益への配分方法（損益への配分期間を含む。）を注記により開示しなければならない。

(5) 実務指針第181項から第184項の規定は、本経過措置の取扱いについても適用されることに留意する。

以 上